

主 論 文 要 旨

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	赤坂亮太
主 論 文 題 名 : 遠隔操作ロボット提供事業者の不法行為責任			
(内容の要旨) 本論文は、昨今一部商用でも提供されはじめている遠隔操作ロボットの提供にあたって、その提供事業者が民事上の責任を負う可能性があるかを論じたものである。 遠隔操作ロボットが生じせしめる法的問題としては、ネットワークを介して情報通信が実態世界に影響を及ぼす、ということがある。このような問題に対して、媒介者たる遠隔操作ロボットの事業者はいかに法的責任を問われるだろうか。また遠隔操作ロボットを動かすための情報に製造物責任を認めることができるだろうか。 法的責任を考えるにあたって、まず本論文では立法者意思を重視する立場をとることにした。そのうえで、本稿では、インターネットにおけるISP等の所謂「技術的ゲートキーパー」に対する訴訟と規制をアナロジーとして論じた。 さらに、ソフトウェアの製造物責任がみとめられるか、という観点から製造物責任法制についても再考した。情報の製造物責任については、理論的には考慮される必要があるが、ソフトウェアの製造が「民主化」している現状では難しいことを示した。 最後に法と経済学の観点から厳格責任と過失責任について評価を行った。また、筆者が本研究にからめて活動しているロボット法学会の活動についても紹介した。			

